

幼児教育・保育の無償化に伴う認定手続きについて

令和元年10月から「幼児教育・保育の無償化」となっています。

つきましては、無償化の対象となるための手続きについて、下記のとおりご案内しますので、書類の提出などご協力をお願いします。

記

1 幼児教育・保育の無償化の概要について

(1) 保育料の無償化について

世帯の所得にかかわらず、新宿区立幼稚園の入園料と保育料は無料となります。

(2) 幼稚園の預かり保育料等の無償化について

保護者の就労などにより「保育の必要性の認定」を受けたお子さんについては、新宿区立幼稚園での預かり保育の利用料も無料となります。

また、幼稚園の利用に加えて幼稚園以外での一時預かり保育等の利用料が月額1万1,300円、日額450円を上限に無償化されます。

保育の必要性の認定要件は、裏面の表で確認してください。

2 手続きについて

(1) 保育料の無償化のみ希望する場合（**手続きは不要です。**）

お子さんが通園している新宿区立幼稚園は、特別な手続きなしで、自動的に保育料の無償化の対象となります。

(2) 保育料に加え、幼稚園の預かり保育等の無償化も希望する場合

（**手続きは、希望の方のみ必要です。保護者の就労などにより、お子さんが「保育の必要性の認定」を受けることが要件になります。**）

「施設等利用給付認定申請書(2号・3号認定用)」と「保育の必要性を確認できる書類（詳しくは裏面で確認ください。）」の提出が必要です。幼稚園に書類が必要なことを伝えて、受け取ってください。

なお、**「保育の必要性を確認できる書類」については父・母それぞれ必要になります。**

（ひとり親世帯の場合は除く。）

その後、書類に所定の内容を記入し（就労証明書は、会社の担当者等が記入する。）新宿区教育委員会事務局学校運営課幼稚園係（〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-5-1 区役所第一分庁舎）まで提出してください。

3 施設等利用給付認定書について

提出いただいた書類を新宿区で審査し、認定となった場合「施設等利用給付認定通知書」を区からご自宅に送付します。

これで幼稚園の預かり保育等について、無償化の対象となるための手続きは完了です。

保育を必要とする事由（保育の必要性）と認定期間

保育を必要とする事由は、認定申請時に提出された就労証明書や診断書（区様式）等により審査し、認定します。

保育を必要とする事由	施設等利用給付認定期間
就労（月48時間以上の労働）	最長で就学前まで
妊娠または出産	出産月を中心に前後2か月

（裏面に続きます。）

疾病または心身障害	療養を必要としなくなるまで
同居親族の介護等	介護を必要としなくなるまで
災害復旧活動	必要な期間
求職活動（起業準備含む）	3か月以内
通学または職業訓練※	原則：通学期間中
その他、区が特別に認める場合	必要な期間

※学校教育法に定める学校に通学、職業訓練施設に通所、就労に必要な技能習得のため専修学校等に通学している場合に限りです。

保育の必要性を確認できる書類

※父・母分それぞれ提出が必要(ひとり親世帯の場合は一人分)

保護者の状況により、『保育の必要性』を確認するために必要となる書類が異なります。

保護者の状況	必要書類
①雇用されている場合 (親族経営の場合は②に該当)	「就労証明書」 ◇勤務先に記載を依頼してください。 ◇交代(シフト)制勤務の場合は直近2か月分の勤務(シフト)表の写しを添付
②自営業(フリーランスを含む)、会社経営、親族経営の会社で勤務している場合	①「就労証明書」、 ②「資格を示す書類(履歴事項全部証明書、営業許可証、開業届等の写し)」、 ③「仕事の内容、仕事量がわかる書類(パンフレットや受注表等の写し)」、 ④「仕事の実績がわかる書類(源泉徴収票や就労者の確定申告書(控)の写し等)」
③求職活動中(起業準備を含む)の場合	就労内定 「就労証明書」(就労予定として記入) ◇就労開始後に、1か月分以上の実績が分かる書類(給与明細の写し等)の提出が必要です。
	求職活動中 ①「求職活動に関する申立書」、 ②「求職活動の状況が分かる書類(ハローワークの写し等)」
⑤出産前後の場合	「母子健康手帳(表紙と出産予定日のページ)の写し」
⑥病気や心身に障害がある場合	①「診断書(保護者用)」、 ②「障害者手帳の写し」、「愛の手帳の写し」、「通所の状況を確認できる書類」等 ◇保育を必要とする状況を証明するもの
⑦介護(付き添い)の場合	①「診断書(介護用)」、②「介護に関する申告書」、 ③「介護の必要な状況がわかる書類(ケアプラン等)」 ◇介護の理由が身体障害の場合は、「身体障害者手帳の写し」や「愛の手帳の写し」もご提出ください。
⑧就学の場合	①「在学証明書」、②就学に関する申告書、③「時間割表(カリキュラム表)」、 ④「学校のパンフレット類」など

状況により必要となる書類

ひとり親世帯の場合	「ひとり親世帯の状況申告書(教育・保育、施設等利用給付認定申請用)」 ◇離婚前提の別居等をされている方もご提出ください。
-----------	---

※ 保育の必要性を確認できる書類、状況により必要となる書類は新宿区ホームページからもダウンロードできます。

【問い合わせ先】新宿区教育委員会事務局学校運営課幼稚園係(区役所第一分庁舎4階2番窓口)
電話 03-5273-3103(直通) FAX03-5273-3580